

## 国際秩序の均衡・協調と共同体への統合

慶應義塾大学法学部教授 細谷雄一

### はじめに

・ヨーロッパ統合の理解する上で、「<sup>バランス</sup>均衡の体系」、「<sup>コンサート</sup>協調の体系」、「<sup>コミュニティ</sup>共同体の体系」という三つの国際秩序の基本原則が現在に埋め込まれていることに注目する。

・この三つの秩序原理は、現在のEUでは、下記のようなかたちで制度化されている。

- ① 均衡の体系 → 加盟国間の外交
- ② 協調の体系 → 欧州理事会
- ③ 共同体の体系 → 欧州委員会・欧州司法裁判所

### 1. 均衡・協調・共同体

#### (1) 均衡の体系

・ヨーロッパにおいては、「共通利益の絆」に基づいた勢力均衡が、「ヨーロッパのコモンウェルス」(エドマンド・バーク)をかたちづくってきた。

「ヨーロッパはある種の共和国になる。そのメンバーは、それぞれ独立してはいるが、秩序と自由を維持するために共通利益の絆をつうじて一体になる。そういう理由で、政治的均衡あるいはバランス・オブ・パワーという周知の機構が生まれたのである。」(ヴァッテル)

・ヨーロッパの国際秩序は、18世紀から20世紀の初頭にかけて、勢力均衡の体系に基づいた秩序がその基礎に見られた。

「いずれの一国も優越的地位を占めておらず、他国に対して自らが正しいとみなすことを独断的に命令できない状態」(ヴァッテル)

「多数の国家のうちどれか一国が、他国の独立を脅かすほど強くないようにするために、多数国間でバランスを保つという着想は、機会学の分野から得られた暗示である。」(ハンス・モーゲンソー)

「ある国家が危険なまでに強大化していったときに、他国がそれに対抗して連携すること」(マーティン・ワイト)

・ヨーロッパ統合において、「均衡の体系」が関係するのは、とりわけ「ドイツ問題」である。強大なドイツに対して、どのように均衡をかたちづくるかが、いくどとなく政治問題となった。

## (2) 協調の体系

・18世紀のスコットランドで、デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスという二人の思想家が、「商業的社交性」に基づいた共通の利益の実現を論じた。

「自分自身の利益を追求することによって、彼はしばしば、実際に社会の利益を推進しようとするばあいよりも効果的に、それを促進する。公共の利益のために仕事をするなどと気どっている人びとによって、あまり大きな利益が実現された例を私はまったく知らない。」(アダム・スミス)

「商業においていくらかの進歩を遂げた国家のあいだで、近隣諸国の進歩を疑いの眼で見、すべての商業国を競争相手と見なし、近隣諸国の犠牲なしにはいずれの国も繁栄できないと考えることほど、ありふれたことはない。こうした偏狭で悪意のある意見に反対して、私があえて主張したいのは、どの一国民の富と商業の増大も、そのすべての近隣諸国民の富と商業を損なうのではなく、通常はそれらを促進するという、また、すべての周辺諸国が無知、怠惰、野蛮の状態に埋もれている場合には、一国がその商工業を大いに進歩させることはほとんどできないということである。」(デイヴィッド・ヒューム)

「各国民は自国と貿易するすべての国民の繁栄を憤怒の目でみて、彼らの儲けは自国の損失だと考えさせられてきた。諸国民間の商業は、諸個人の商業と同様、自然に連合と友情とのきずなであるべきなのに、不和と敵意とのもっとも豊かな源泉となっている。」(アダム・スミス)

・諸国間で、貿易の増大によって共通利益の実現を図り、平和をもたらそうとする考え方は、のちのヨーロッパ統合にも継承されていった。

## (3) 共同体の体系

・哲学者イマヌエル・カントは、勢力均衡を否定して、それに代わって平和的な国際連合による秩序を希求した。

「以上に述べたような理由から、平和連合とでも名づけることができる特殊な連合が存在しなければならぬが、これは平和条約とは別で、両者の区別は、後者がたんに一つの戦争の終結を目指すのに対して、前者はすべての戦争が永遠に終結するのを目指すことにある、といえよう。」(カント)

「かかる国際連合においては、どの国家も一従ってまた最小の国家といえども、その安全と権利とを、自国の威力や法的判決に求めるのではなく、この大規模な国際連合に、すなわち合一せる威力と合一せる意志とによって制定された法律に従うところの決定とに期待することができるだろう。」(カント)

・同様に、ウッドロー・ウィルソン米大統領は、勢力均衡の秩序を否定して、共同体に基づいた秩序の構築を試みた。

「勢力均衡ではなく、諸国共同体を、組織化された競争関係ではなく組織化された共通の平和が必要である。」(ウィルソン大統領)

・このような「共同体の体系」の秩序原理は、ヨーロッパ統合において実現させることになった。

## 2. 「均衡」としてのヨーロッパ統合

・イギリスは伝統的に、勢力均衡の原理に基づいてヨーロッパの秩序を形成しようと考えていた。「均衡の体系」に基づいた思考は、第二次世界大戦後に、ヨーロッパの統一性を論じる場合でも、見られていた。しかしながら、次第にイギリス政府は、「均衡の体系」と「協調の体系」を結びつけるようになる。

・ベヴィン英外相の「西欧同盟」演説（1948年）

「ヨーロッパの統一性という考えを疑うものは、誰もいない。それは問題ではないのだ。問題は、ヨーロッパの統一性が、単一の大国の支配やコントロールなしでは実現されないか否かである。これこそが、問われる問題なのだ。・・・この政策は三つの原則の基礎の上にある。第一に、いかなる一国もヨーロッパを支配すべきでない。第二に、古い時代の勢力均衡の考え方は、可能な限り、目的から外されるべきである。第三に、代替としての四大国協調と全てのヨーロッパ諸国への支援が存在するべきであり、それにより自らの方法によって、相互に自由に発展することが可能とすることである。・・・私は、西欧の結集の機は熟していると確信する。<sup>1)</sup>

・イギリスのサッチャー首相は、ドイツ統一後に「均衡の秩序」に基づいたヨーロッパ統合を求め、統一ドイツの強大化を懸念していた。「なぜなら、統一ドイツは、ヨーロッパのなかの単なる一つの国というには、あまりにも強大だからだ。」

「アメリカが政治的、軍事的にヨーロッパに関与すること、ヨーロッパにおけるあと二つのもっとも強力な主権国家、すなわちイギリスとフランスとが緊密な関係を維持すること、ドイツの力との釣り合いをとるのに十分なのはこれだけである。そして、超国家的ヨーロッパの内部では、このようなことは不可能であろう。」

## 3. 「協調」としてのヨーロッパ統合

・ドゴール大統領は、超国家的な共同体ではなくて、国家間の協調によって統合を進めようと考えていた。

「ヨーロッパを構築するとは、つまりヨーロッパを統合することであり、それはもちろん根本的な事柄だろう。・・・では、ヨーロッパの実現とは何なのか？何を柱として打ち立てればいいのか？それは国家である。・・・繰り返しになるが、ヨーロッパ諸国が共通の諸問題を協議するため、また何かしらの準備のために、やむをえない場合は自らの決定を遂行するために特別の機構に委託を行うことは、全くをもって当然である。しかし、その決定は国家に属するものである。決定がヨーロッパ機構に属することは不可能であるし、決定を執行するのは国家間の提携によってのみ可能となる。西欧の恒常的な協調体制を確保することは、フランスが望ましいと考えていることであり、可能と考えていることでもあり、実践的と考えていることでもある。<sup>2)</sup>

---

1 「3-5 ベヴィン外相の「西欧同盟」演説（1948）」遠藤乾編『原典ヨーロッパ統合史』（名古屋大学出版会、2008年）192-3頁。

2 「ドゴールのヨーロッパ認識：1960年9月5日の記者会見」遠藤編『原典ヨーロッパ統合史』367-8頁。

#### 4. 「共同体」としてのヨーロッパ統合

・シューマン・プランの重要な点は、それまでの「均衡の体系」や「協調の体系」に替わって、新たに「共同体の体系」の論理を導入したことであった。

・シューマン・プラン（1950年）

「かくして、経済共同体の確立に不可欠な利益の融合が単純かつ早急に実現し、長きにわたって血で血を洗う対立により敵対してきた国々の間に、深化拡大する共同体への機運がたたきつけられるのである。<sup>3)</sup>

#### おわりに

・国際政治学者のスタンレー・ホフマンは、冷戦後のヨーロッパの変容を、「バランス」、「コンサート」、「アナーキー」という三つの秩序概念から離れて、新しい段階へと進めるか否かを問うた。

「私の述べたい主要な論点は、民主的レジームや脅威の消散や幅広い制度化の結びつきによって、新しい種類の政治へと進むようとしているかどうかである。それは、バランスをする同盟や連合、ゆるやかな協調、そしてジャングルのようなアナーキーという伝統的なカテゴリーを超越できるのだろうか。ヨーロッパがそのような境界線を越えることができるかどうかは、制度化をさらに広げて深めていけるかどうかにかかっているが、それ以上にヨーロッパ大陸と内側と外側の主要なアクター、すなわちアメリカとドイツによって最終的決定されるだろう。<sup>4)</sup>

・冷戦後のヨーロッパ統合は、「共同体の体系」としての秩序原理をさらに深化させていき、通貨統合へと進んでいった。他方でサッチャー首相が考えたような、「均衡の体系」としてヨーロッパ秩序を考える思考方法は、大きく後退した。イギリスは、戦後ながら、超国家的なヨーロッパ統合のなかで、ドイツが覇権的な地位を得ることを懸念してきた。他方で、フランスやドイツは、そのような「均衡の体系」としてではなくて、「協調の体系」や「共同体の体系」としてヨーロッパ統合を観る傾向が強かった。

そのような認識の違いが、大陸ヨーロッパ諸国と、イギリスとの、ヨーロッパ統合をめぐる立場の違いに結びついたといえるだろう。

---

<sup>3)</sup> 「シューマン宣言（1950.5.9）」遠藤編『原典ヨーロッパ統合史』232頁。

<sup>4)</sup> Stanley Hoffmann, "Balance, Concert, Anarchy, or None of Above", in Hoffmann, *The European Sisyphus: Essays on Europe, 1964-1994* (Boulder: Westview, 1995) p.281.